第十七条第二項中「並びに」の下に「国家安全保障局、」を加え、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条　内閣官房に、国家安全保障局を置く。

2　国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。）

二　国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務

三　国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3　国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。

4　国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

5　第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。

6　国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。

7　国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

（国家公務員法の一部改正）

第三条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　国家安全保障局長

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
防衛大臣　小野寺五典

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第四条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　国家安全保障局長

別表第一官職名の欄中「内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」を「内閣危機管理監及び国家安全保障局長内閣情報通信政策監」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（安全保障会議設置法の一部改正に伴う経過措置）

2　この法律の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の国家安全保障会議設置法第八条第一項及び第十二条の規定の適用については、同項中「内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官（内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。）」とあるのは「内閣官房副長官」とし、同条中「会議の」とあるのは「会議に関する」と、「国家安全保障局において処理する」とあるのは「内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律

目次中「第二章　公立高等学校に係る授業料の不徴収（第三条）」を「第二章　高等学校等就学支援金の支給（第四条―第十五条）　第三章　雑則（第十六条―第二十一条）」に改める。

第一条中「公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の」を削る。

第二条第一項第一号中「この条及び第四条第三項において」を削り、同項第二号中「次項及び第四条第三項」を「次条第三項及び第五条第三項」に改め、同項第五号中「第五条及び第七条第一項」を「第四条及び第六条第一項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二章を削る。

第四条第一項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第二項第二号中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

第四条第三項中「私立高等学校等に」を「高等学校等に」に改め、「私立高等学校等である」を削り、第三章中同条を第三条とする。

第五条中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第二項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の受給権者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下この項及び第十七条第一項において「保護者等」という。）」を「保護者等」に改め、同条第三項中「公立高等学校基礎授業料月額」を「地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額」に改め、同条を第五条とする。

第七条第二項中「第五条」を「第四条」に、「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第三項中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第二項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に、「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（支払の一時差止め）

第九条　受給権者が、正当な理由がなく第十七条の規定による届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。